

地方公営企業法第24条第3項(弾力条項)の規定の適用について

1. 弾力条項とは

地方公営企業法第24条第3項(以下「弾力条項」という)に規定され、業務量の増加により直接必要な経費に不足が生じたときは、増加する収入に相当する金額を直接必要な経費に使用することができるもの。

2. 弾力条項適用額

(単位:千円)

| | 既決予算額(A) | 収入および支出 見込額(B) | 増減額(B)-(A) | 弾力条項適用額 |
|------|------------|-------------------|------------|---------|
| 事業収益 | 42,050,073 | 42,454,709 | 404,636 | 302,870 |
| 事業費用 | 41,796,072 | 42,098,942 | 302,870 | 302,870 |
| 差引収支 | 254,001 | 355,767 | 101,766 | - |

○弾力条項の趣旨は、予算の補正のいとまのない場合には、たとえ予算を超過することになっても、それがより大きい収益に結びつくものならば、予算超過の支出が認められるよう予算に弾力性を付与するものである。

○今回は、3月20日～25日の一般戦の売上が例年以上に好調であり、3月23日時点において売上が2月補正後予算額を超過することとなったため、売上に連動する経費の不足分について、弾力条項を適用したもの。

○弾力条項適用後、収益は約1億円増える見込み。

地方公営企業法 第24条

第3項 業務量の増加に因り地方公営企業の業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、管理者は、当該業務量の増加に因り増加する収入に相当する金額を当該企業の業務のため直接必要な経費に使用することができる。この場合においては、遅滞なく、管理者は、当該地方公共団体の長にその旨を報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。